

令和6年度 ◆ わがまち特例【固定資産税】

番号	項 目		根拠法令		特例対象資産	那覇市割合	取得時期	適用期間
			根拠規定	条例				
1	公害防止用設備に係る課税標準の特例措置	汚水又は廃液処理施設	附則第15条第2項第1号	付則第6条の2第1項	償却資産	1/2	R6.4.1 ～ R8.3.31	期限なし
2	下水道除害施設に係る課税標準の特例措置		附則第15条第2項第5号	付則第6条の2第2項	償却資産	3/4	R6.4.1 ～ R8.3.31	期限なし
3	都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置		附則第15条第14項	付則第6条の2第3項	家屋 償却資産	3/5	R5.4.1 ～ R8.3.31	5年度分
4	津波防災地域づくり推進計画に基づき新たに取得等された津波対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置※臨港地区		附則第15条第21項	付則第6条の2第4項	償却資産	1/2	H28.4.1 ～ R10.3.31	4年度分
5	管理協定が締結された津波避難施設等に係る課税標準の特例措置	指定避難施設避難用部分	附則第15条第22項第1号	付則第6条の2第5項	家屋	2/3	H30.4.1 ～ R9.3.31	5年度分
6		協定避難用部分 津波防災法第60項第1項	附則第15条第22項第2号	付則第6条の2第6項	家屋	1/2	H30.4.1 ～ R9.3.31	
7		協定避難用部分 津波防災法第61項第1項	附則第15条第22項第3号	付則第6条の2第7項	家屋	1/2	H30.4.1 ～ R9.3.31	
8	管理協定が締結された津波避難施設等に係る課税標準の特例措置 (避難の用に供する償却資産)	指定避難用償却資産	附則第15条第24項第1号	付則第6条の2第8項	償却資産	2/3	指定日以後に取得	5年度分
9		協定避難用償却資産	附則第15条第24項第2号	付則第6条の2第9項	償却資産	1/2	締結日以後に取得	5年度分
10	再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備に係る課税標準の特例措置	特定太陽光発電設備 規模未満(1,000kw未満)	附則第15条第25項第1号イ	付則第6条の2第10項	償却資産	2/3	R6.4.1 ～ R8.3.31	3年度分
11		特定風力発電設備 規模以上(20kw以上)	附則第15条第25項第1号ロ	付則第6条の2第11項	償却資産	2/3	R6.4.1 ～ R8.3.31	
12		特定地熱発電設備 規模未満(1,000kw未満)	附則第15条第25項第1号ハ	付則第6条の2第12項	償却資産	2/3	R6.4.1 ～ R8.3.31	
13		特定バイオマス発電設備 規模範囲内(1,000kw以上20,000kw未満)	附則第15条第25項第1号ニ	付則第6条の2第13項	償却資産	2/3	R6.4.1 ～ R8.3.31	
14		特定太陽光発電設備 番号10除く(1,000kw以上)	附則第15条第25項第3号イ	付則第6条の2第14項	償却資産	3/4	R6.4.1 ～ R8.3.31	
15		特定風力発電設備 番号11除く(20kw未満)	附則第15条第25項第3号ロ	付則第6条の2第15項	償却資産	3/4	R6.4.1 ～ R8.3.31	
16		特定水力発電設備 規模以上(5,000kw以上)	附則第15条第25項第3号ハ	付則第6条の2第16項	償却資産	3/4	R6.4.1 ～ R8.3.31	
17		特定水力発電設備 番号16除く(5,000kw未満)	附則第15条第25項第4号イ	付則第6条の2第17項	償却資産	1/2	R6.4.1 ～ R8.3.31	
18		特定地熱発電設備 番号12除く(1,000kw以上)	附則第15条第25項第4号ロ	付則第6条の2第18項	償却資産	1/2	R6.4.1 ～ R8.3.31	
19		特定バイオマス発電設備 規模未満(10,000kw未満)	附則第15条第25項第4号ハ	付則第6条の2第19項	償却資産	1/2	R6.4.1 ～ R8.3.31	
20	浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置		附則第15条第28項	付則第6条の2第20項	償却資産	2/3	H29.4.1 ～ R8.3.31	5年度分
21	緑地管理機構が設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地に係る課税標準の特例措置		附則第15条第32項	付則第6条の2第22項	土地	2/3	公布の日 ～ R7.3.31	3年度分
22	浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置		附則第15条第37項	付則第6条の2第23項	土地	2/3	R2.4.1～R8.3.31	3年度分
23	浸水被害軽減のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置		附則第15条第41項	付則第6条の2第24項	償却資産	1/3	特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律～R9.3.31	期限なし
24	貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置		附則第15条第42項	付則第6条の2第25項	土地	3/4	R4.4.1～R7.3.31 までの間にマンションの大規模な工事で総務省令で定めるものを実施	3年度分
25	サービス付き高齢者向け住宅に係る税額の減額措置		附則第15条の8第2項	付則第6条の2第26項	家屋	2/3	H27.4.1 ～ R7.3.31	5年度分
26	大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額		附則第15条の9の3	付則第6条の2第27項	家屋	1/3	R5.4.1 ～ R7.3.31 までの間にマンションの大規模な工事で総務省令で定めるものを実施	翌年度分